

栃木県社会貢献活動の促進に関する  
施策の基本方針  
(令和3年度～12年度)

令和3（2021）年2月

栃 木 県

## はじめに



私たちを取り巻く社会・経済環境は、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、時代の大きな変化の中にあります。また、地域においては、コミュニティ機能の維持・向上や安全・安心な地域づくりなど、様々な課題を抱えており、あらゆる主体が一丸となって課題解決に取り組むことが求められています。

こうした中において、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動は、行政や企業を中心とした制度や仕組みのみでは対応が困難な課題の解決に大きな役割を果たしています。

特に、災害時において、ボランティア活動はなくてはならないものとなっており、本県に甚大な被害をもたらした令和元(2019)年東日本台風では、全国から多くのボランティアの方々が駆けつけ、被災者の生活再建や経済活動の復旧・復興の大きな支えとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が大きく変化する中において、困難な立場に置かれている人々を支え、助け合う活動が各地で展開されており、社会貢献活動への期待がますます高まってきております。

県では、これまで、平成28(2016)年に策定した「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」に基づき、様々な施策を展開して参りました。この間、県民の皆様の高い社会貢献活動への参加意欲により、地域では様々な活動が展開され、その成果が着実に蓄積されてきています。こうした成果を継承しつつ、社会情勢の変化や複雑・多様化する地域課題に適切に対応しながら、本県社会貢献活動の一層の促進を図るため、新たに、今後10年間に県が実施する社会貢献活動促進施策の基本方針を策定いたしました。

本方針では、「ともに創る『活力あふれるとちぎの地域社会』」を基本目標に掲げ、地域の多様な主体と連携・協働し、各種施策を推進して参りますので、県民の皆様におかれましては、社会貢献活動への取組を通して、豊かで活力ある地域づくりに御協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、基本方針の策定に当たり貴重な御意見をいただきました、栃木県社会貢献活動促進懇談会委員の皆様並びに県民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3(2021)年2月

栃木県知事 福田 富一

## 目次

<b>第1章 策定にあたって</b> . . . . .	1
1 策定の背景 . . . . .	1
2 基本方針の性格及び役割 . . . . .	1
3 推進期間 . . . . .	1
4 社会貢献活動の定義 . . . . .	1
5 方針の構成 . . . . .	2
<b>第2章 本県の社会貢献活動を取り巻く環境と課題</b> . . . . .	3
1 社会環境の変化 . . . . .	3
2 県民の社会貢献活動への参加状況と課題 . . . . .	7
3 社会貢献活動団体の状況と課題 . . . . .	14
4 地域における協働の状況と課題 . . . . .	19
5 社会貢献活動に対する活動支援の状況 . . . . .	23
<b>第3章 社会貢献活動の促進に向けた課題と今後の方向性</b> . . . . .	26
1 社会貢献活動の促進に向けた課題 . . . . .	26
2 基本目標 . . . . .	27
3 将来像の実現に当たって、各主体に期待される役割 . . . . .	27
<b>第4章 社会貢献活動の促進に関する施策の方向性と主な取組</b> . . . . .	30
1 施策推進の原則 . . . . .	30
2 施策の全体像 . . . . .	31
施策1 県民の主体的な社会貢献活動の促進 . . . . .	32
施策2 社会貢献活動団体の活動基盤の強化 . . . . .	33
施策3 地域課題解決のための協働の取組の促進 . . . . .	34
施策4 社会貢献活動を促進するための基盤づくり . . . . .	35
<b>第5章 施策の推進体制</b> . . . . .	37
1 県における推進体制 . . . . .	37
2 国・市町等との連携 . . . . .	37
3 関係機関等との連携 . . . . .	37
参考 栃木県社会貢献活動の促進に関する条例 . . . . .	38

# 1章 策定にあたって

---

## 1 策定の背景

県では、平成 15(2003)年に「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成 23(2011)年 5 月には、この条例に基づき「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、県民一人ひとりが、地域の構成員であることの自覚と誇りを持ち、やりがいを持って社会貢献活動に参加することにより、県民主体の地域づくりが一層推進されるよう、各種施策を展開してきました。

この間、東日本大震災(平成 23(2011)年)や令和元年東日本台風などの大規模自然災害が発生しましたが、多くの県民が、ボランティア活動や寄附を行い、被災地の復旧・復興や避難者の支援に大きな役割を果たしてきました。今や、被災地の円滑な支援のためには、災害ボランティアはなくてはならないものとなっています。

この度、現在の基本方針の推進期間が令和 3(2021)年 3 月末をもって終了することに伴い、今後想定される社会環境の変化に適切に対応しながら、引き続き、社会貢献活動の健全な発展を促進し、多様な主体によるとちぎづくりへの積極的な参画と将来にわたって活力あふれる地域社会の実現を図るため、今後 10 年間に県が行う社会貢献活動の促進に関する施策について、基本となる方針を策定しました。

県は、本基本方針に基づき、県民、NPO、地域団体、企業、教育機関、市町等と連携・協働しながら、社会貢献活動の促進施策を展開していきます。

## 2 基本方針の性格及び役割

この基本方針は、条例第 9 条第 1 項に規定する「栃木県の社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」として策定するものです。また、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像やとちぎ創生 15 戦略(第 2 期)における基本目標の実現に向けて、本県における社会貢献活動の促進に関する施策の基本的考え方を明らかにするものです。

## 3 推進期間

基本方針の推進期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。なお、社会情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて方針の見直しを行います。

## 4 社会貢献活動の定義

基本方針における社会貢献活動の定義は、条例第 2 条に基づき、次のとおりとしています。

ボランティア活動その他の営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うもの(ただし、宗教活動、政治活動及び選挙活動を除く。)

## 5 方針の構成

基本方針は、5章で構成されています。

第1章では、基本方針の概要として、策定の趣旨、性格及び役割、推進期間、対象とする社会貢献活動の定義、方針の構成を示しています。

第2章では、社会貢献活動を取り巻く状況として、社会環境の変化について示すとともに、本県の社会貢献活動や協働の取組の現状と課題を示しています。

第3章では、基本方針が目指す将来像を示すとともに、将来像を実現するに当たって各主体に期待される役割を示しています。

第4章では、将来像の実現のために、県が行う施策の方向性と主な取組を示しています。

第5章では、基本方針の推進体制について示しています。

## 第2章 本県の社会貢献活動を取り巻く環境と課題

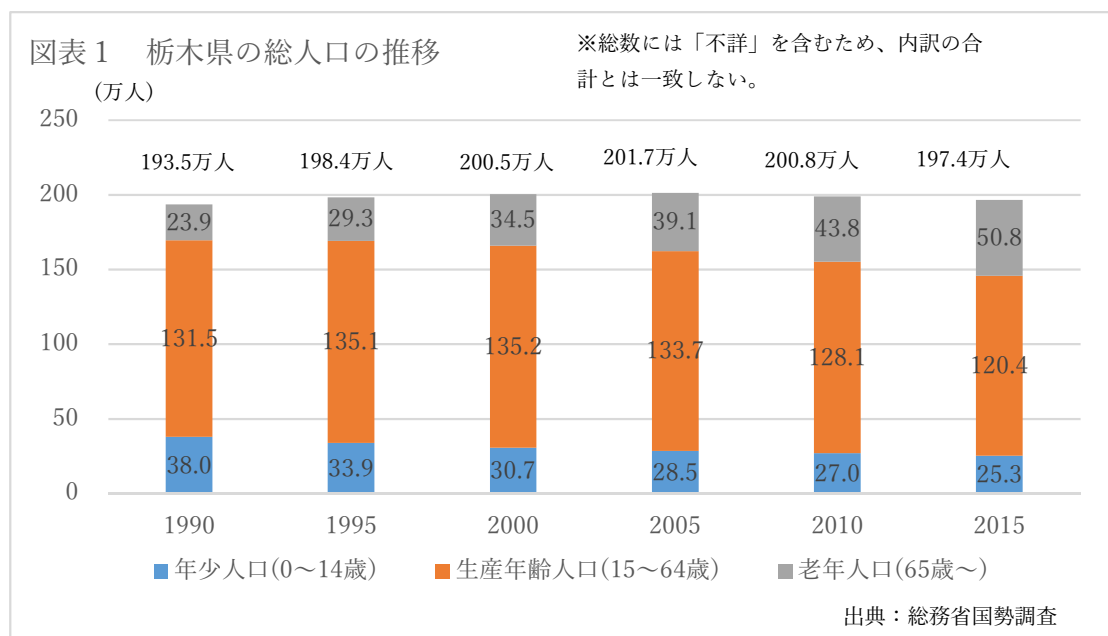
### 1 社会環境の変化

#### (1) 少子高齢化・人口減少の進行

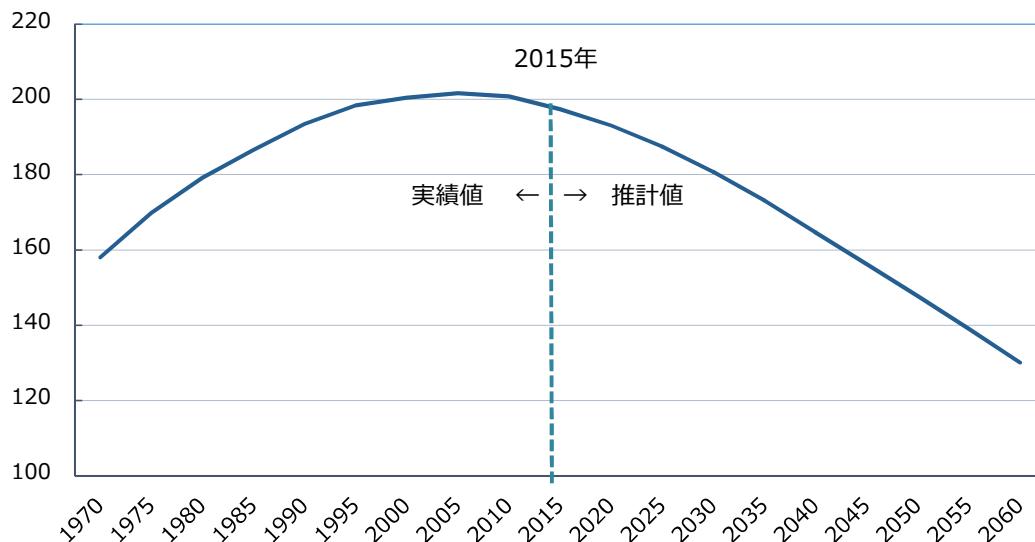
我が国の総人口は、2008年の1億2809万9千人をピークに、長期の減少局面に突入しており、本県においても、2005年をピークに減少に転じ、2019年10月1日現在の総人口は193万4千人となっています。

年齢3区分別人口における65歳以上人口の比率は、2015年には25.9%となっており、年少人口（0～14歳）の比率は、12.9%まで低下しています。

今後も、少子化や人口減少の傾向が続くと、2060年には、本県の総人口は130万人を下回り、地域における担い手不足やコミュニティ活動の衰退が、大きく懸念されています。一方で、健康寿命の延伸に伴い、高齢者の更なる社会参加が期待されています。



図表2 栃木県の総人口の推移と将来推計（趨勢ケース）



## (2) 気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化

近年、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風などの大規模自然災害が発生しており、気候変動に伴い、局地的大雨や集中豪雨の発生頻度が増加傾向にある中、自然災害リスクの高まりが懸念されています。

このような中、本県においては、多くの県民、NPO、企業等が、被災地復興や避難者支援のためにボランティア活動や寄附を行っており、復旧・復興の大きな支えとなりました。今日においては、災害ボランティア活動は、被災地支援になくてはならないものとなっています。

また、災害をきっかけとして地域で新たなネットワークが形成される、コミュニティ活動の見直しが行われるなど、地域における新たな活動が誕生しています。

図表 3 令和元年東日本台風 県内災害ボランティアセンターにおけるボランティア受付状況

市町名	設置日	閉所日	ボランティア数	ボランティア活動件数
宇都宮市	R1. 10. 16	R2. 3. 31	1, 129	265
足利市	R1. 10. 14	R1. 12. 27	1, 819	396
栃木市	R1. 10. 14	R2. 4. 30	7, 158	1, 421
佐野市	R1. 10. 15	R2. 7. 31	12, 527	1, 514
鹿沼市	R1. 10. 13	R1. 12. 15	4, 488	521
小山市	R1. 10. 14	R1. 12. 27	139	52
那須烏山市	R1. 10. 14	R1. 11. 29	278	50
下野市	R1. 10. 15	R1. 10. 18	10	0
上三川町	R1. 10. 15	R1. 10. 21	69	8
壬生町	R1. 10. 13	R1. 10. 20	23	1
全県			27, 640	4, 228

出典：社会福祉法人栃木県社会福祉協議会ホームページ

### (3) 持続可能な開発目標 (SDGs) への取組

SDGs は、これからの未来を生きる全ての人を「誰一人取り残さない」という考え方に基づき、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とする世界の未来を変えるための17の目標です。パートナーシップと実用主義の精神に基づき、今、正しい選択をすることで、将来の世代の暮らしを持続可能な形で改善することを目指しています。

国においては、2016年にSDGs推進本部が設置され、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げています。

本県においても、SDGsを推進する機運が高まっており、NPOや企業において、自身の活動をSDGsに当てはめて再定義する動きや、地域の持続可能性を高めるための新たな取組が始まっています。また、SDGsを知ったことをきっかけとして、社会貢献活動に参加する方も増えています。

SDGsは、県民、NPO、企業、教育機関、行政等の異なる立場の人々の間で、地域課題に対する認識を共有する共通言語の役割を果たしており、今後も、多様な主体が連携・協働し、地域課題を包括的に解決する取組が広がっていくことが期待されます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



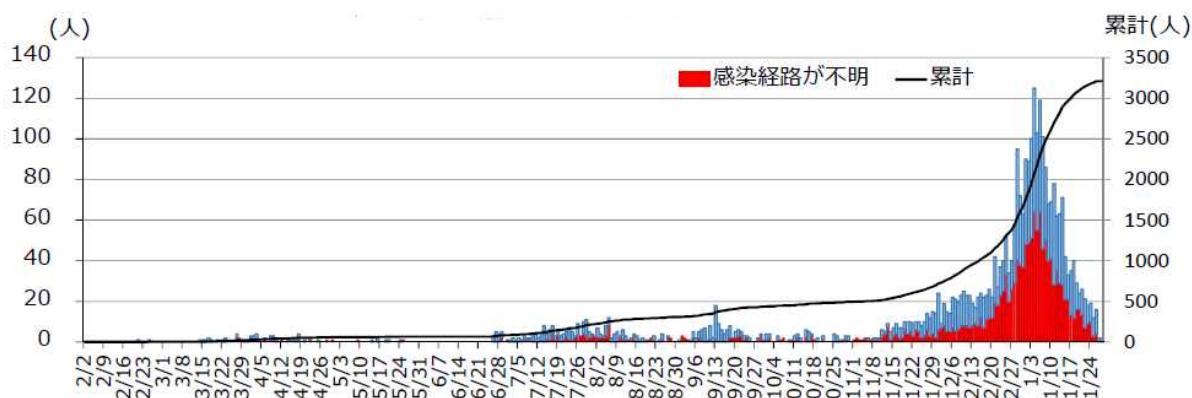


#### (4) 新型コロナウイルス感染症の社会への影響

新型コロナウイルス感染症は、人やモノがグローバル化した現代において、瞬く間に世界中に感染が広がりました。本県においても、長引く感染拡大により、社会経済活動や地域活動に大きな影響を及ぼしています。

休校や経済不況により家庭環境が悪化している子どもたちへの支援や、高齢者の孤立・孤独への対応等、コロナの中で顕在化している新たな地域課題を解決するため、多くの社会貢献活動団体が、密閉、密集、密接の「3密」の回避やICTの活用など、「新しい生活様式」により、感染拡大防止を図りながら、新たな取組を模索、実践しています。

図表4 本県における新型コロナウイルス感染者数の推移



(集計期間：令和2(2020)年1月22日～令和3(2021)年1月28日)

出典：栃木県感染症情報センター

## 2 県民の社会貢献活動への参加状況と課題

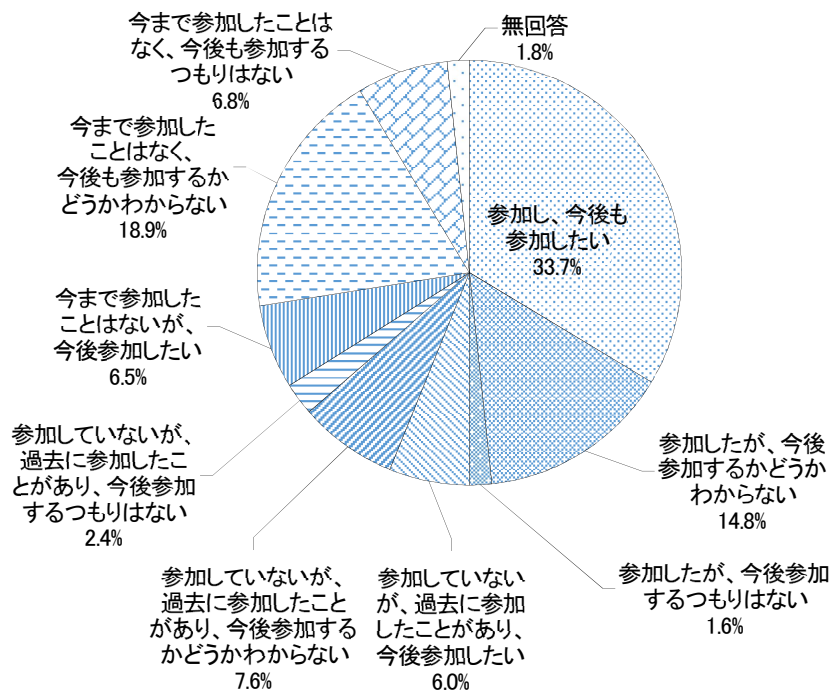
### (1) 県民の社会貢献活動参加率の推移

県民の社会貢献活動参加率を見ると、東日本大震災後の平成 24 年度調査以降、おおむね 30%を超える高い比率で推移しており、令和 2 年度調査において、継続的に活動に参加する者の割合は 33.7%となっています。設問や調査対象が異なるため、単純な比較はできませんが、全国調査における社会貢献活動の参加率は、約 17%で推移しており、県民の社会貢献活動参加率は、全国平均と比べて高い水準となっています。

世代別で見ると、令和 2 年度調査において、最も継続参加率が高いのは 60～64 歳の世代で、39.6%となっています。

また、若者（10 代～20 代）の世代においては、継続参加率は平成 28 年度調査の 13.5%から令和 2 年度調査の 23.3%へと増加傾向にあります。

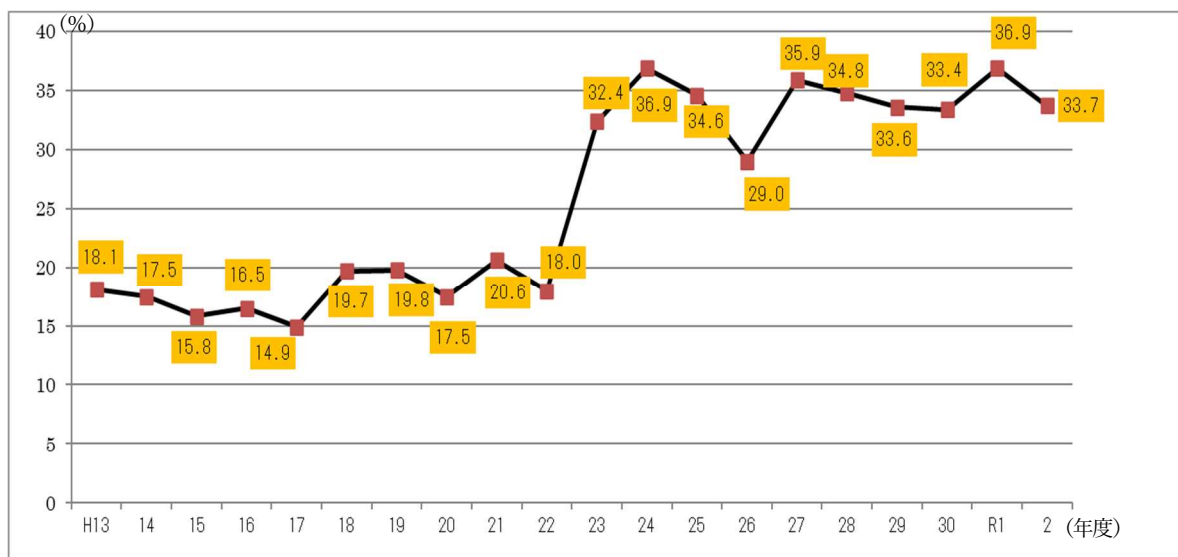
図表 5 本県における社会貢献活動への参加率



出典：栃木県「令和 2 年度栃木県政世論調査」

社会貢献活動の定義について、設問では、「募金、寄附、プルタブ・エコキャップなどの物品収集、公園清掃などの活動、ボランティアやNPO（非営利活動団体）活動、コミュニティ活動、自治会、育成会などの地域活動など」と例示しています。

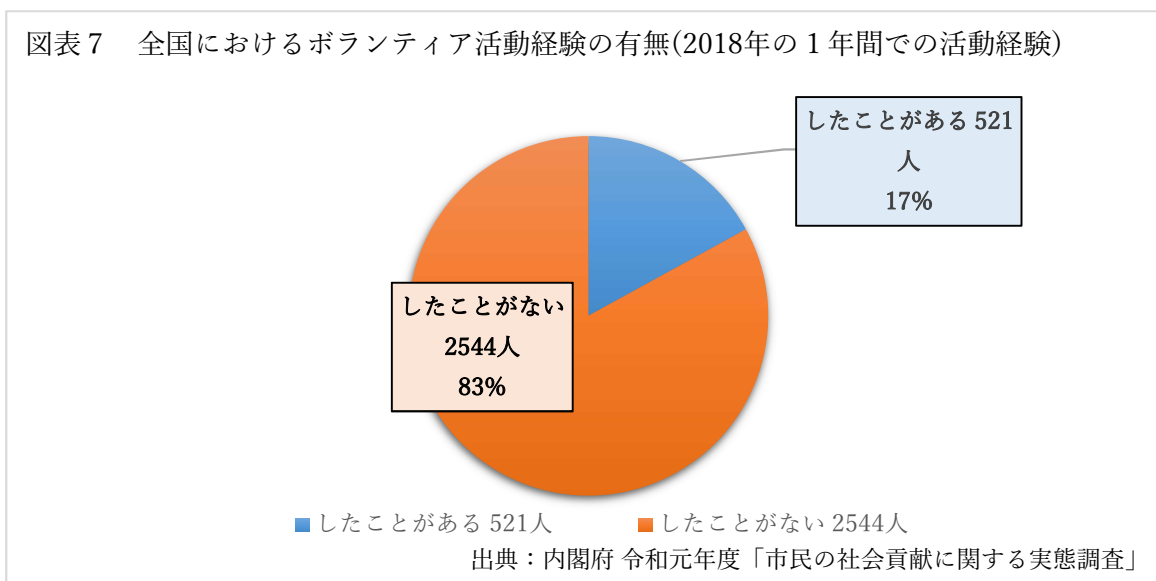
図表6 本県における社会貢献活動参加率の推移



出典：栃木県「栃木県県政世論調査」

※ 令和元年度から、設問を「社会貢献活動に参加したことがありますか」から「この1年間に社会貢献活動に参加しましたか」に変更。また、回答選択肢を「現在参加している」から、「参加し、今後も参加したい」、「参加したが、今後参加するかどうかわからない」、「参加したが、今後参加するつもりはない」の3つに分類。令和元年度、2年度の数値は、「参加し、今後も参加したい」と回答した割合。

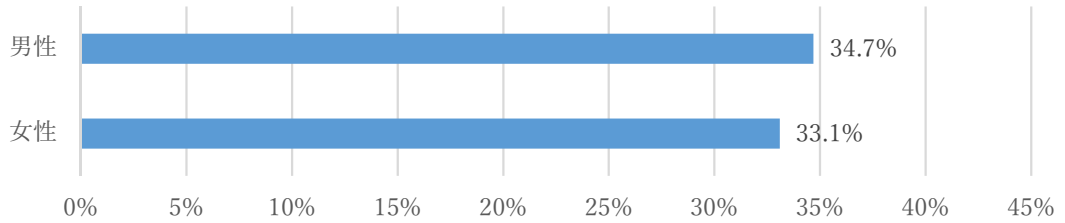
図表7 全国におけるボランティア活動経験の有無(2018年の1年間での活動経験)



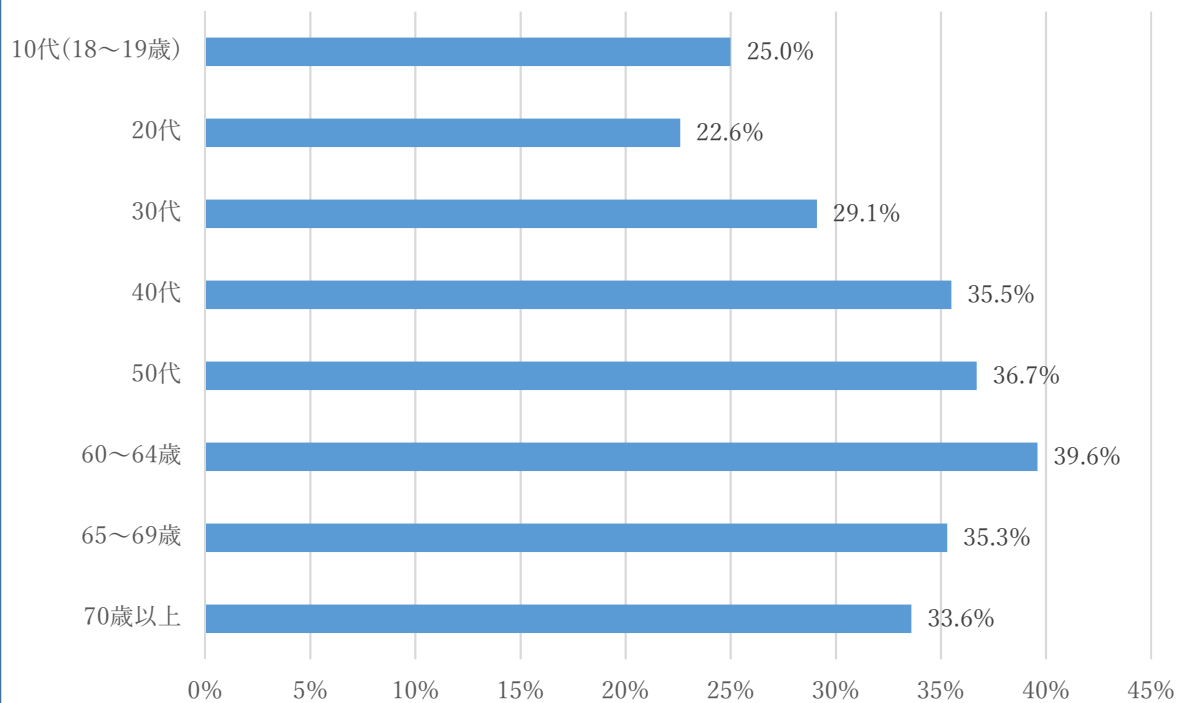
出典：内閣府 令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」

図表8 本県における性別・年齢別の継続的な社会貢献活動参加率

【性別 継続的な社会貢献活動への参加率】

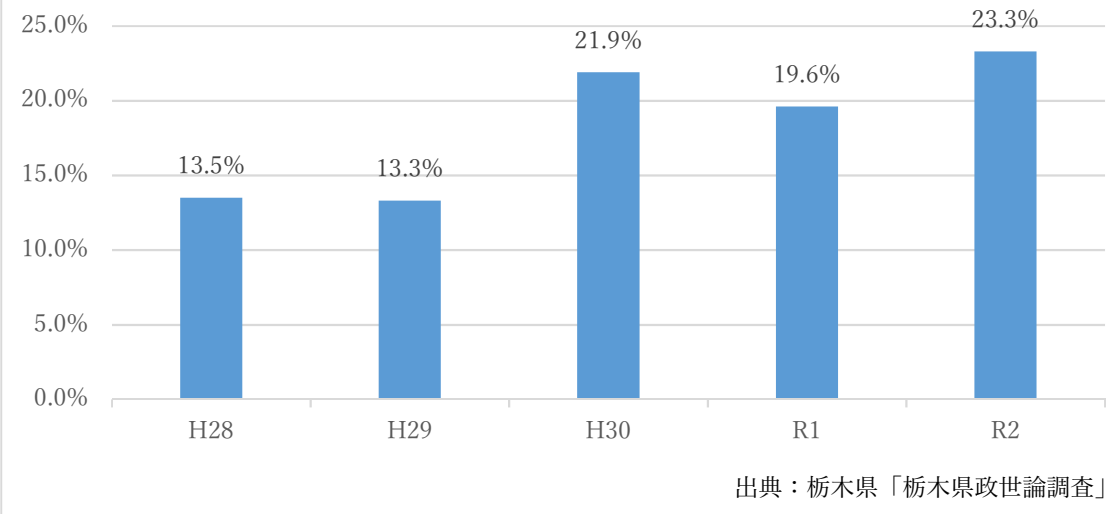


【年齢別 継続的な社会貢献活動への参加率】



出典：栃木県「令和2年度栃木県政世論調査」

図表9 若者の社会貢献活動参加率の推移



※ 調査対象者について、平成28（2016）年度までは「満20歳以上の県民」であったが、選挙権年齢の引下げに合わせ、平成29（2017）年度以降は、「満18歳以上の県民」へと変更している。

## (2) 社会貢献活動への参加拡大に向けて

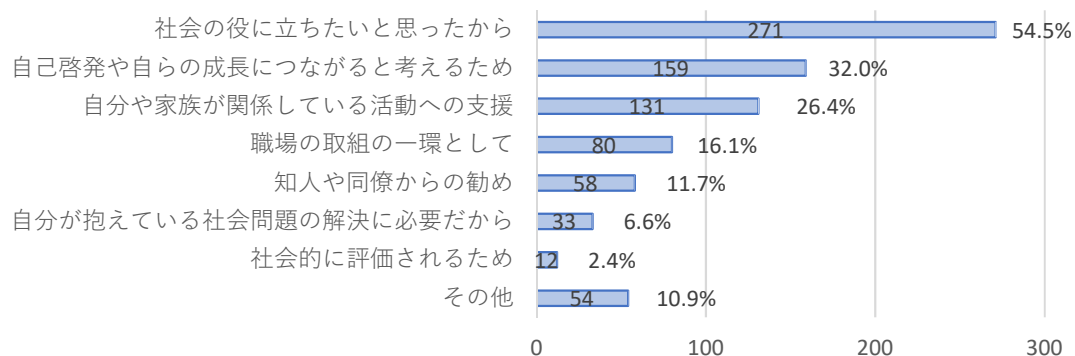
社会貢献活動に参加する理由は、「社会の役に立ちたい」、「自己啓発や自らの成長」など様々ですが、社会貢献活動は、年齢・性別・職業等にかかわらず、誰にでもできる社会参加であり、身近な自己実現の方法として、大きな意義を持っています。現在活動に参加していなくても、今後、活動に参加したいと考える人は多く、県民主体で、豊かで活力ある地域をつくっていくためには、希望する誰もが、社会貢献活動に参加できる環境を整えることが重要です。

社会貢献活動に参加しない理由としては、「参加する時間がない」(51.4%)、「参加するための休暇が取りにくい」(28.3%)など、多忙や仕事を理由とする回答が多くなっており、働く世代がボランティア活動に参加するには、長時間労働是正や休暇取得促進等により、ボランティア活動のできる時間を確保することが求められています。

また、「ボランティア活動に関する十分な情報がない」(34.1%)、「参加するための手続きが分かりにくい」(22.4%)など、団体や行政が発信するボランティア活動に関する情報が十分に届いていない状況があります。

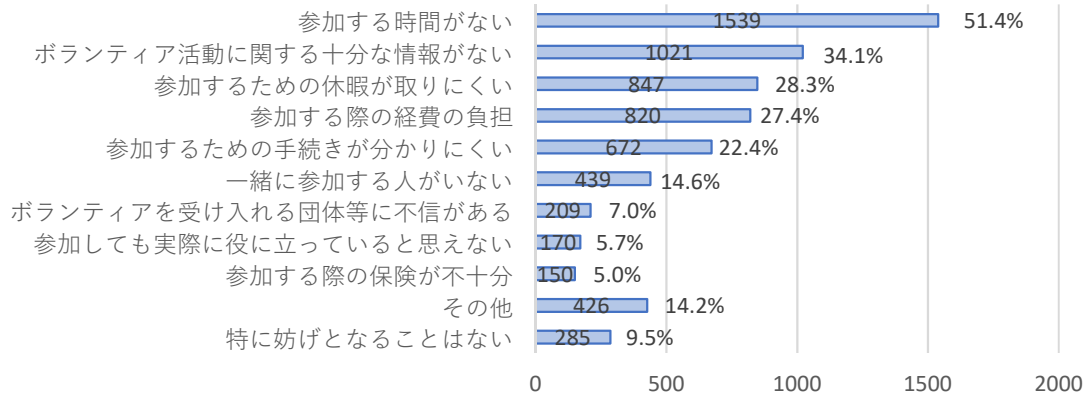
社会貢献活動を行う個人が参加する際に重視する点は、「目的や活動内容への共感」が69.9%と最も多く、次いで、「信頼できる役員やスタッフがいる」が39.6%となっています。社会貢献活動への参加に際しての情報の入手方法については、「活動している人から聞いて」が47.3%で最も多く、次に「インターネット(SNSを除く)」が45.3%となっており、情報の受け手に合わせた情報発信・情報公開の取組が大切です。

図表10 ボランティア活動に参加した理由



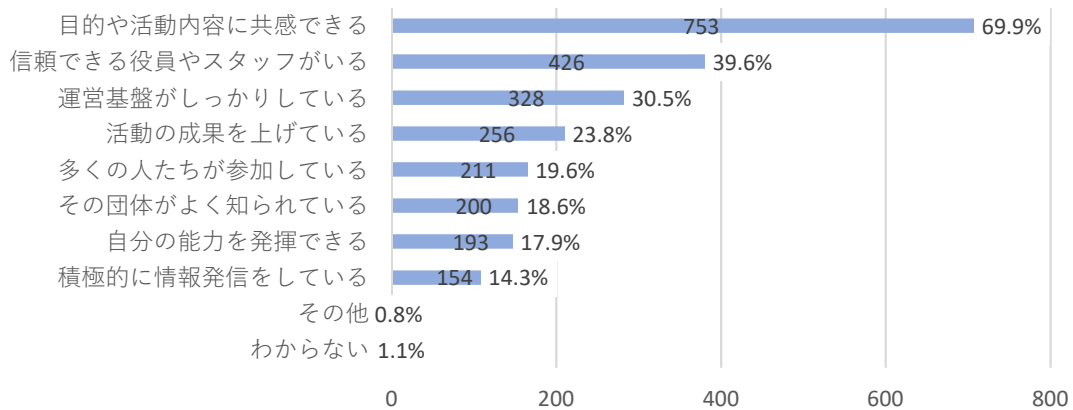
出典：内閣府 令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」

図表11 ボランティア活動への参加の妨げとなること



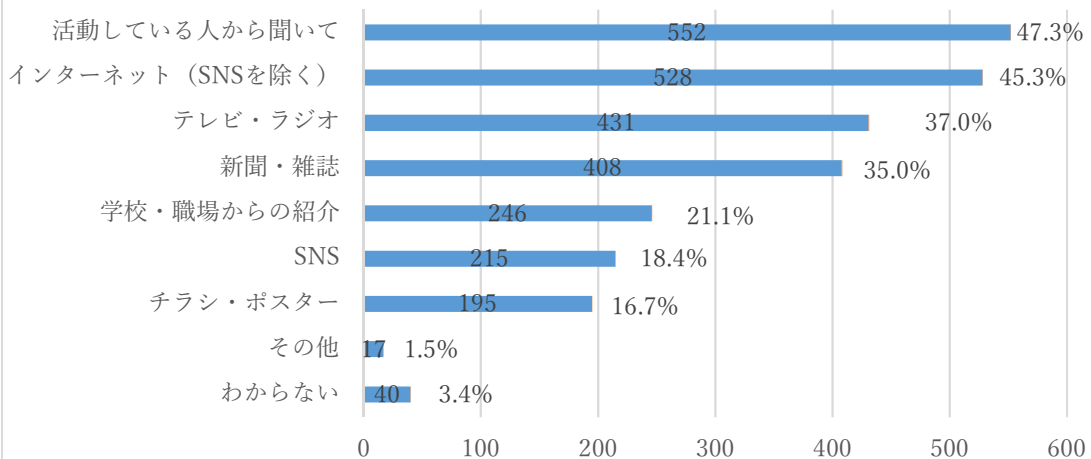
出典：内閣府 令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」

図表12 活動に参加する際に重視する点



出典：内閣府 平成30年度「NPO法人に関する世論調査」

図表13 ボランティア活動の情報入手方法



出典：内閣府 平成30年度「NPO法人に関する世論調査」

## ＜「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」とボランティア＞

令和4(2022)年度に本県で開催する第77回国民体育大会、第22回全国障害者スポーツ大会(愛称「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」)では、県民の「おもてなしの心」や「思いやりの心」を表すひとつのかたちとして、ボランティアの活躍が大きく期待されています。

広報ボランティア、運営ボランティア、情報支援スタッフなど、様々なボランティアが県・市町で募集されており、自分の得意な内容に合わせて、活動に参加することが可能です。

両大会をきっかけとして、より多くの県民が社会貢献活動に参加し、それぞれの持つ能力を十分に発揮しながら、地域で活躍することができるよう、社会貢献活動の機運を醸成していくことが重要です。



# いちご一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

本大会／令和4(2022)年10月1日(土)～11日(火)

冬季大会／令和4(2022)年1月24日(月)～30日(日)

# いちご一会とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

令和4(2022)年10月29日(土)～31日(月)

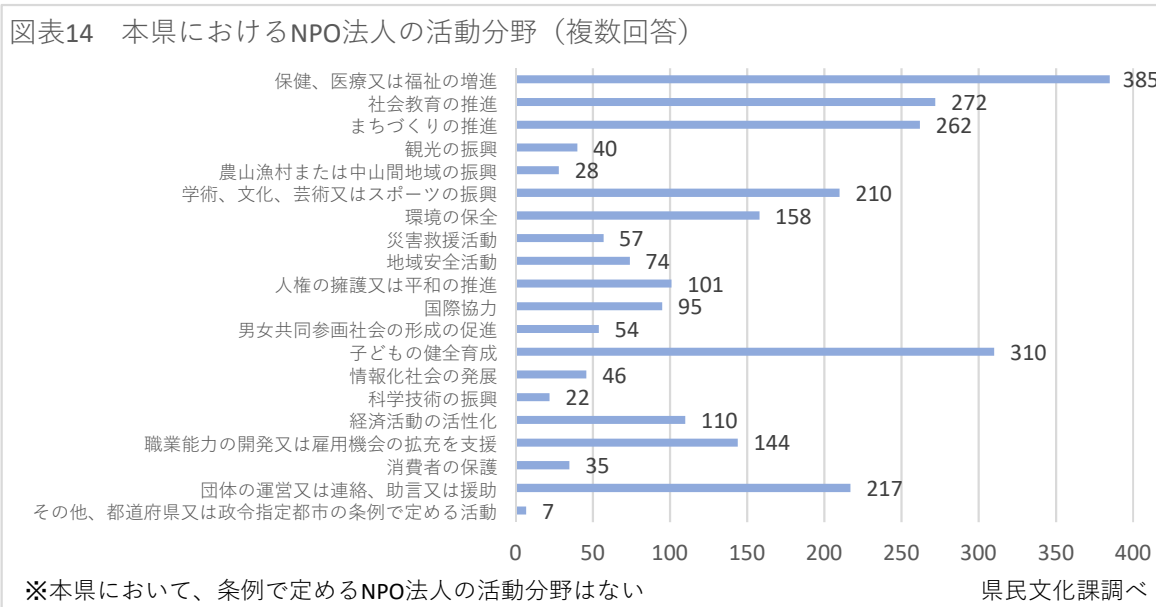


### 3 社会貢献活動団体の状況と課題

#### (1) 社会貢献活動団体が果たしている役割

社会貢献活動団体の活動は、地域福祉、まちづくり、教育、環境保全など多岐にわたっており、それぞれの分野で地域課題の解決に大きな役割を担っています。

近年では、子ども食堂や世代間交流ができる居場所づくりなど、地域コミュニティの強化や再生につながる新たな活動が広がっており、その役目はますます重要なものとなっています。

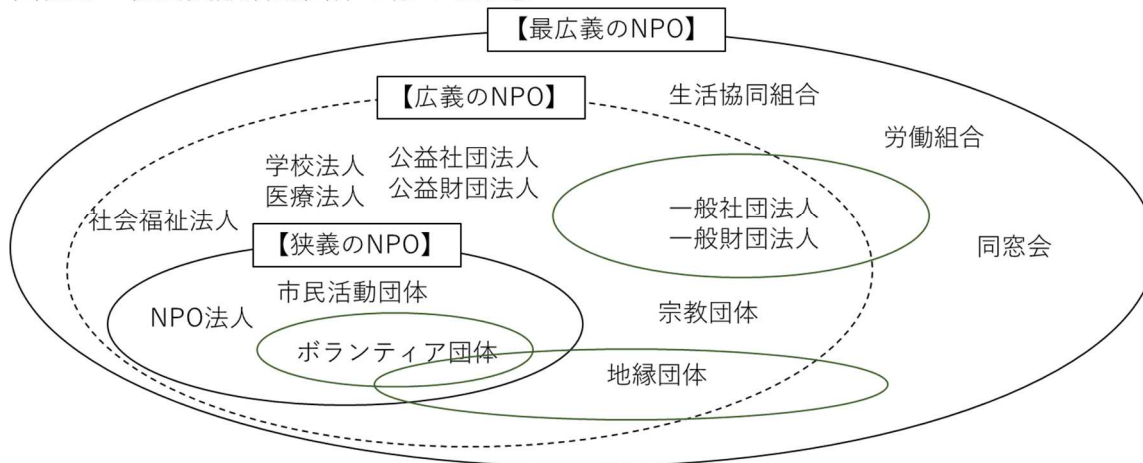


#### (2) 社会貢献活動団体の形態

社会貢献活動団体の形態には、特定非営利活動法人（NPO 法人）や公益社団・公益財団法人などの法人格を有するものから、地域コミュニティやサークルなどの任意団体まで、様々なものがあります。

かつては、社会貢献活動団体が法人格を取得する場合、NPO 法人が多く選択されていましたが、近年では、一般社団法人など、設立、運営の手续が簡素な法人格を選ぶ団体も増えており、本県におけるNPO 法人の数は、平成30年度末をピークに減少傾向にあります。

図表15 社会貢献活動団体の様々な形態

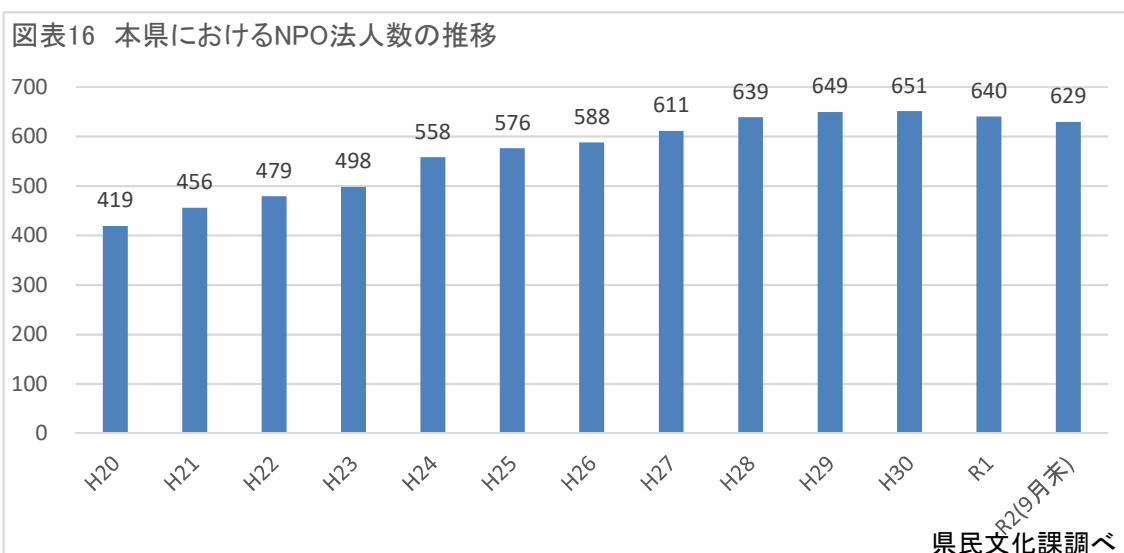


### <NPO とは>

NPO は、英語の Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現や課題の解決を目指して活動する組織」のことです。

ボランティアも NPO も、自主的、自発的にさまざまな社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは、個人が自己の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPO は、目的達成のために組織運営のルールを有し、組織的、継続的に活動を行うといった違いがあります。

NPO はボランティア活動から発展するものが少なくありませんが、近年では、当初から明確な社会的使命、目的を掲げ、組織化し、NPO を立ち上げるケースも増えています。



図表 17 NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人の比較

	NPO 法人	一般社団法人	社会福祉法人
設立時	認証主義 (所轄庁が認証)	準則主義 (登記だけで設立)	認可主義 (所轄庁が認可)
社員	10 名以上 加入に不当な条件を課さない	2 名以上	実施事業ごとの人員配置基準に基づく
役員	理事 3 名以上 監事 1 名以上	理事 1 名以上 監事は置かなくても可	理事 6 名以上 監事 2 名以上 評議員の設置義務
情報公開	事業報告書、会計書類の所轄庁提出、事務所への備置き 貸借対照表の公告	貸借対照表の公告	業務及び財務、役員名等に関する情報について、インターネット等で自主的な公開を推奨
収益目的の事業	本来事業に支障がない限り可	制約なし	可能だが規定された事業ごとに制約あり
登録免許税	非課税	課税	非課税 (規定事業)
基本的な考え方	市民参加に力点が置かれた法人、自治体とは異なるパブリックの空間をつくる。	税の優遇のない簡易な非営利法人。	社会福祉法に規定された社会福祉事業を行わなくてはならない。

### (3) 社会貢献活動団体の自立と活動継続に向けて

少子高齢化や人口減少を背景として、これまで活動の中心を担っていたシニア世代の定年延長や女性の就業が進む中、人材の確保や後継者の育成は団体の大きな課題となっています。平成30(2018)年に内閣府が行った全国調査では、約6割のNPO法人で、代表者の年齢が65歳以上となっており、世代交代を検討している団体の約6割は、人材不足等を理由として、世代交代の準備が進んでいないと回答しています。

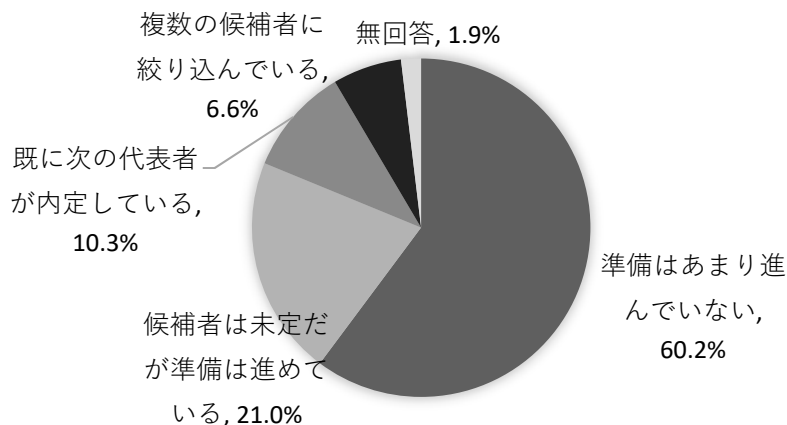
団体の代表者には、事業の企画力やリーダーシップ、対外的な交渉など、様々な能力が求められるため、**次代の担い手となるべき人材が組織運営について学ぶ場や、外部の支援等が必要です。**

また、活動資金の確保も社会貢献活動団体の大きな課題の1つです。資金の借入れについては、平成27年の信用保証法改正や、民間のソーシャルビジネス向け融資の充実等により、金融機関からの資金調達環境は整いつつありますが、多くのNPO法人等では、代表者や役員など、個人からの借入れに頼っている状況にあります。また、収入については、その大半を事業収益によっており、6割以上のNPO法人は、寄附の取組について何も行っていない状況です。

一方、個人が寄附をする場合、寄附先は共同募金会（赤い羽根）や日本赤十字社が多くなっており、NPO法人等への寄附はまだまだ浸透していません。

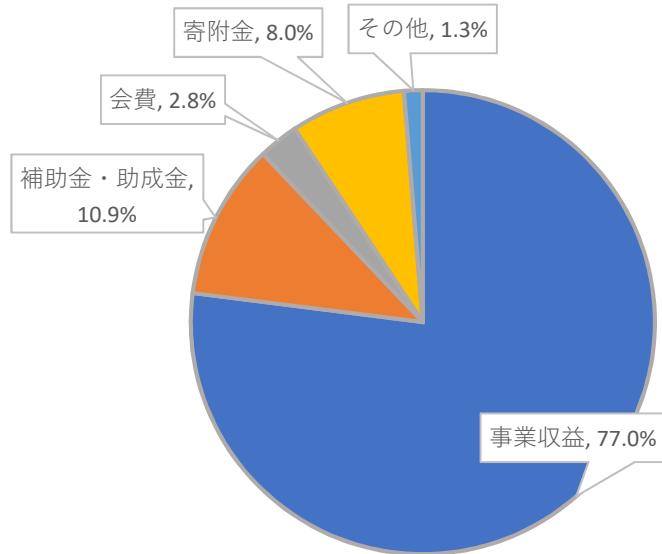
**社会貢献活動団体が、継続的に自立して活動していくためには、団体の活動や運営に関する情報を積極的に発信し、県民の信頼と参加を得ることが重要です。**

図表18 NPO法人における世代交代に向けた準備状況（全国）



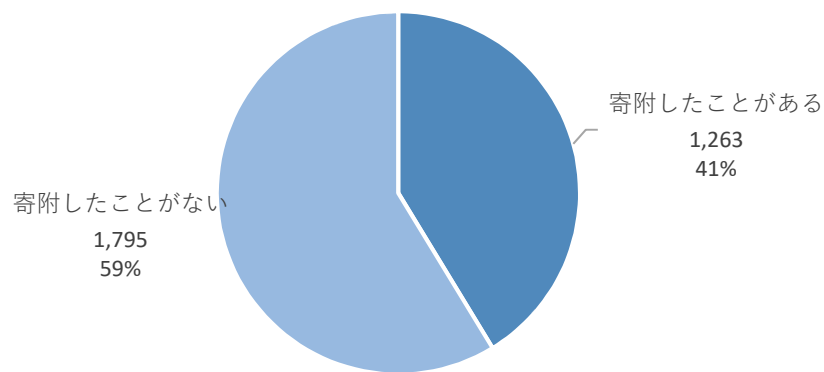
出典：内閣府「平成30年度特定非営利活動法人における世代交代とサービスの継続性への影響に関する調査」

図表19 NPO法人の収益の内訳（全国）



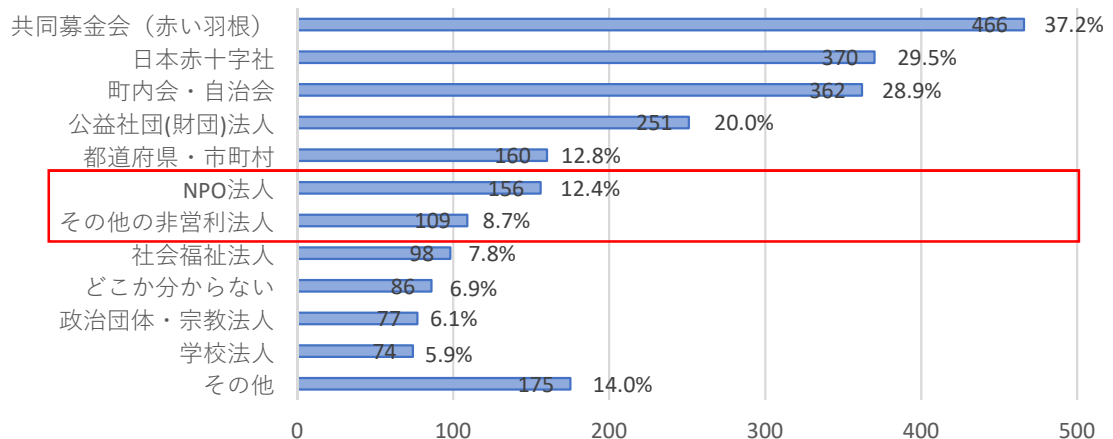
出典：内閣府 平成29年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」

図表20 個人の寄附経験の有無（2018年の1年間）



出典：内閣府 令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」

図表21 寄附した場合の、寄附の相手方



出典：内閣府 令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」

## 4 地域における協働の状況と課題

### (1) 協働の必要性

現代社会は、刻々と社会情勢が変化しており、地域では、日々、新たな課題が発生しています。このような中で、行政、社会貢献活動団体、企業、地域コミュニティなど、地域の多様な主体が、それぞれの立場で、地域課題の解決に取り組んでいます。

しかし、個人や団体単独での活動には自ずと限界があり、また、それぞれが独自に活動していることにより、地域全体では、活動の重複や空白地帯などが生じてしまいます。そのような中、地域における活動をより効果的に実施するために期待されるのが、各主体が、互いの強みを生かし、知恵や物、人、資金等、持てる資源を出し合う、協働の取組です。

現在、少子高齢化が急激に進行している地域では、行政、社会貢献活動団体、企業等の各主体が力を合わせなければ地域が生き残れないというほどの危機感があります。長寿人口が増えるほど、地域内の協力関係がますます重要になっています。

その中で、協働という手法は、分野や垣根を越えて課題解決の効果が波及し、将来的な課題発生にも対応できる仕組みや人・地域のネットワークが構築されるなど、地域にとって「新たな価値」を創造することができるものとして注目されています。

協働の手法は、地域課題解決にとどまらず、人や組織のつながりを深め、将来的にも暮らしやすい地域づくりに寄与していくという点でも、必要性が高まっています。

#### <協働とは>

栃木県では、「協働」を、「県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、企業、行政などの地域社会の構成員が、地域における課題解決のために、対等の立場で、互いの違いを認め補い合い、目的を共有しながら、連携・協力していくこと」と定義しています。

本来、協働とは、組織同士のつながりを想定した概念ですが、県では、組織と個人、個人同士の関係も含め、広く県民誰もがそれぞれの立場から連携・協力し合うことを「県民協働」と位置付けています。

## (2) 協働の効果

地域の多様な主体が協働することにより、地域社会全体で課題を受け止め、柔軟に対応できるようになります。

### <協働により実現できる社会>

- ・地域の助け合い、支え合いにより、課題が顕在化する前に対処でき、社会課題が生じにくい社会
- ・地域のネットワークにより課題を速やかに察知し、早期に対応できる社会
- ・課題の解決に向けて、多様な主体が連携し、柔軟に対応できる仕組みを持つ社会

### <協働による地域構成員への効果>

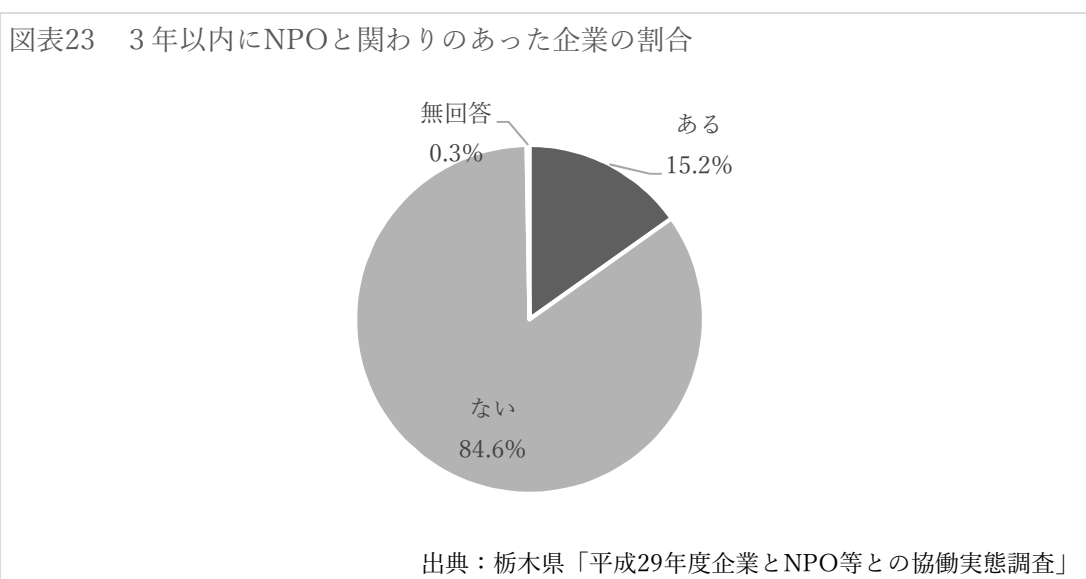
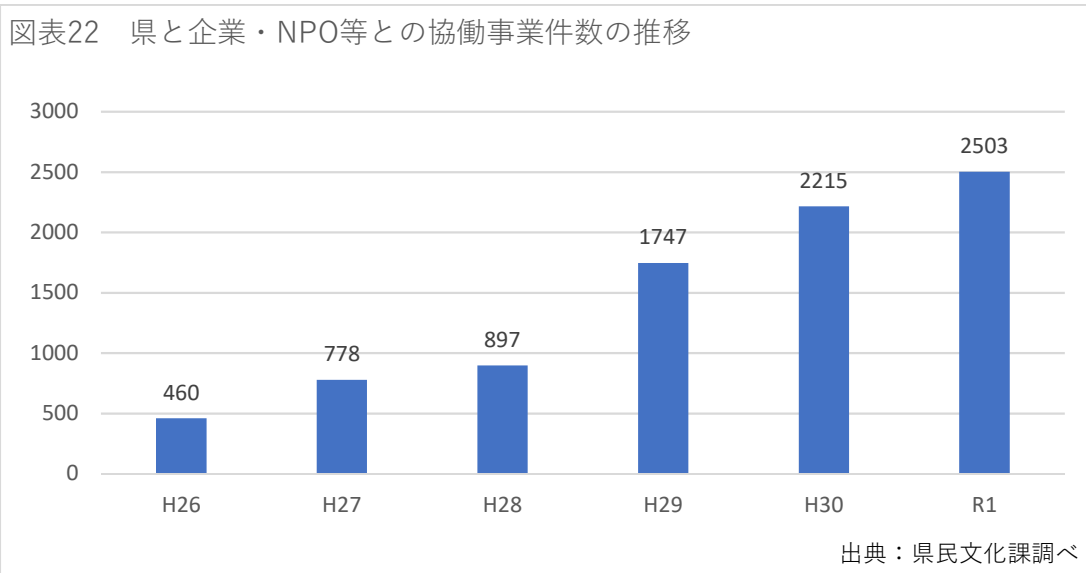
活動する側	受益者側	地域社会
○ 単独で実施するより活動の質が向上	○ 多様できめ細かなサービス、質の高いサービスを受けられる	○ 地域課題が解決される ○ 地域の困りごとを解決する手段（サービスの選択肢）が増える
○ 互いに認め合うことで自己肯定感、組織の誇り、活動意欲の向上		
○ 互いに刺激し合うことでの成長 意識改革、新しいノウハウの獲得等、組織としても、人材としても成長	○ 地域で様々な活動が行われ、身近なところで活動する側にもなれる	○ 地域の担い手が増える ○ 住民が積極的に地域づくりに関われる (自治のレベルアップ)  ○ 住む人が望む地域の姿が創出される ○ 地域に新しい価値が生まれる
○ 作業の効率化		
○ 人脈や組織間ネットワークの拡大		
○ 新しい価値の創出	○ 新たな価値（サービス等）が提供される	

### (3) 協働の取組の更なる拡大に向けて

本県 NPO における協働の取組の状況については、平成 27(2015)年調査において、約 8 割の団体が、他団体と協働した経験があると回答しており、企業においても、7 割強の企業において、行政等と協働の取組を行っているなど、協働の考え方や取組は、社会において一般的となっています。また、県と企業・NPO 等との協働の取組については、行財政改革、民間活力の活用の観点から、年々増加傾向にあり、令和元年度には延べ 2,500 以上の企業・NPO 等と連携・協働して事業を展開しています。

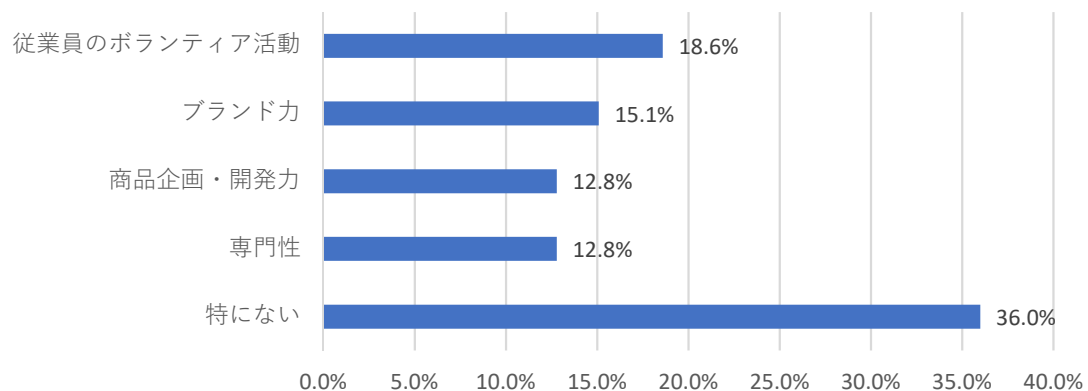
一方で、企業と NPO との協働については、協働の具体的な手法に対する意識の差や、企業における NPO の認知度の低さ、NPO が企業に対して協働のメリットを十分に提示できていない等の理由により、企業・行政間、NPO・行政間に比べて、協働の取組の割合は低い状況にあります。

協働の取組を更に拡大するためには、主体間の交流と相互理解の促進、協働の具体的手法の啓発、地域において主体間を取り持ち、協働をコーディネートする人材の育成等に取り組む必要があります。



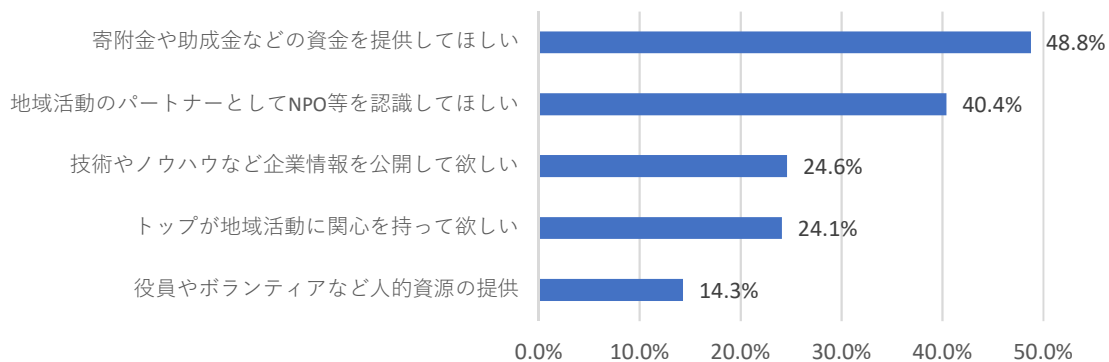


図表24 NPO等と協働する場合において企業が得意とすること



出典：栃木県「平成29年度企業とNPO等との協働実態調査」

図表25 NPO法人が企業に求めること



出典：栃木県「平成29年度企業とNPO等との協働実態調査」

## 5 社会貢献活動に対する活動支援の状況

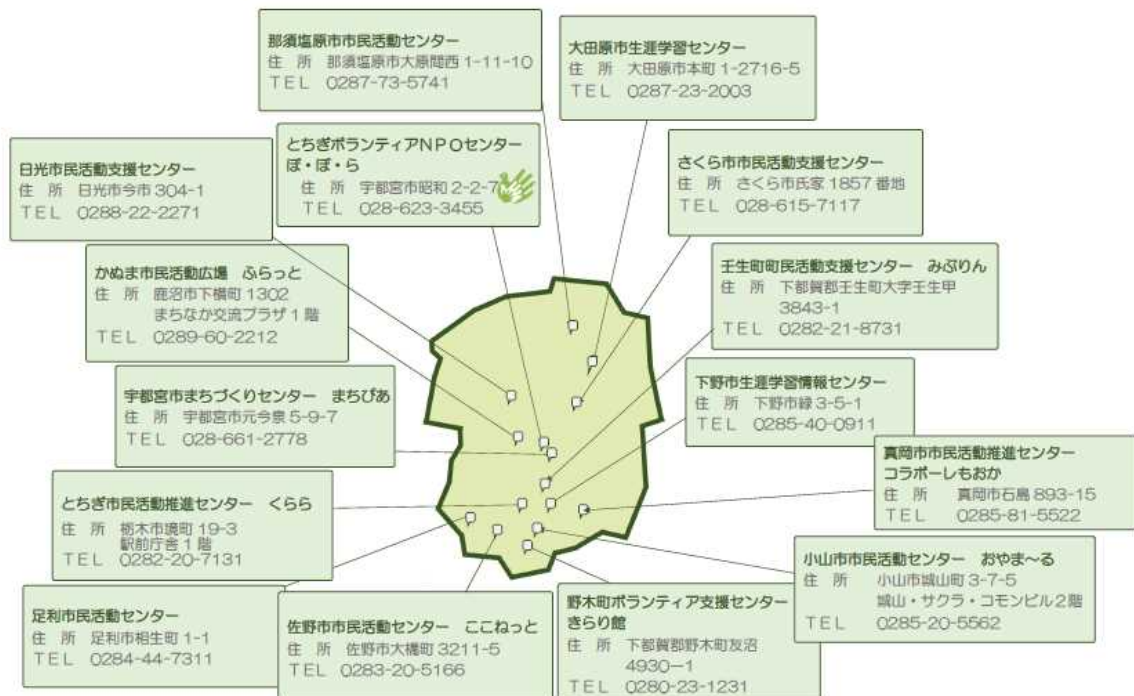
### (1) 市民活動支援センターの設置状況

市民活動支援センターは、県民の社会貢献活動参加に関する相談やコーディネート、NPO等を対象とした研修会や交流会、地域のNPO等の活動に関する情報発信など、県民の自由な社会貢献活動をサポートする拠点であり、令和2(2020)年9月末現在、県内には、15の公設の市民活動支援センターがあります。

また、公設のセンターのほか、NPO法人が設置・運営する市民活動支援センターや、社会貢献活動団体の支援を目的に活動する団体もあります。

県内の社会福祉協議会や生涯学習施設においても、福祉ボランティアや生涯学習活動の観点から、個人のボランティア活動や団体の運営に関する相談、活動場所や設備の提供などを行っているところがあります。

図表 26 県内市民活動支援センターマップ



県民文化課調べ

### (2) 企業における社会貢献活動に対する支援

昔から、日本財団や共同募金会では、社会貢献活動団体に対して活動助成金を支給していますが、現在では、それに加えて、多くの企業が、NPO等との協働の取組の1つとして、自社の企業理念やCSRに沿った活動を行うNPO等に対して活動費の助成を行っています。社員研修の一環として、一定期間、社員をNPO活動に従事させる取組や、社員の社会貢献活動参加を応援するため、企業主導のボランティアプログラムの実施、ボランティア休暇の制度整備など、様々な取組が行われています。

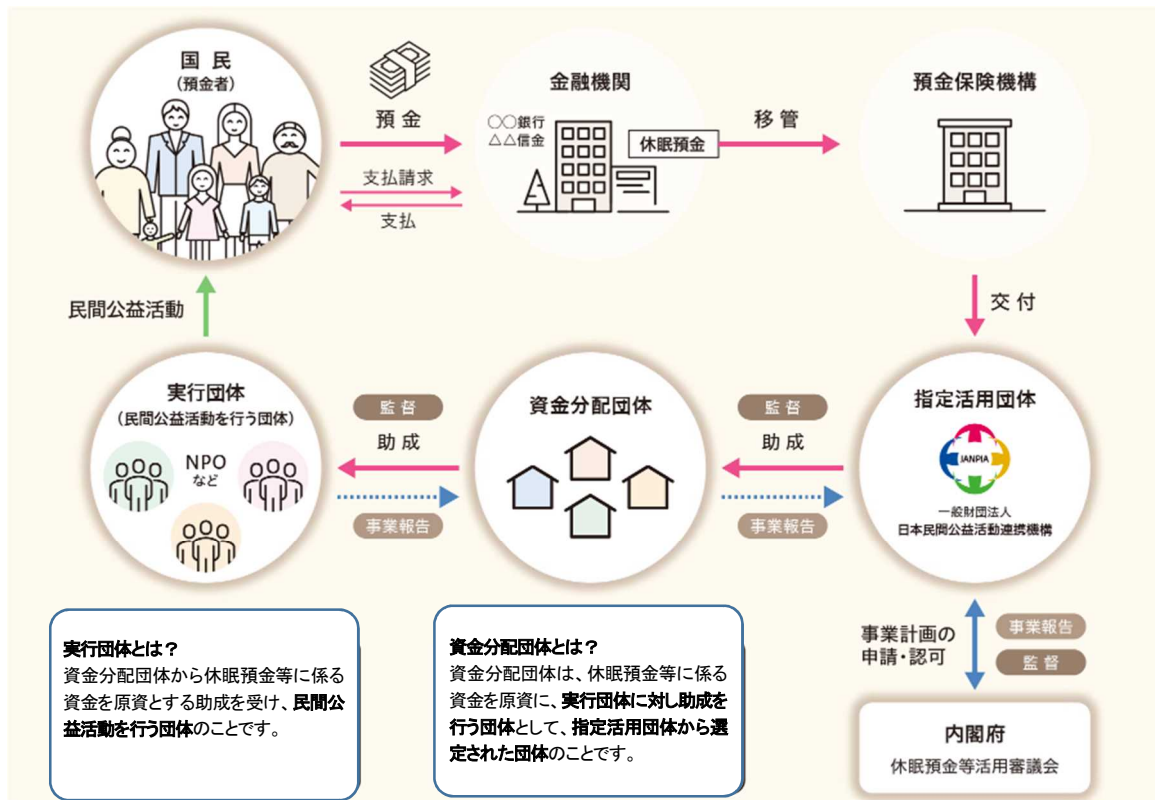
近年の災害時においては、商工会議所、青年会議所等を仲立ちとして、企業と社会福祉協議会・NPO等が連携し、災害復旧、復興に取り組む事例もあり、企業の地域課題解決に果たす役割は、ますます大きなものとなっています。

### (3) 休眠預金を活用した支援

平成 28(2016)年に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が制定され、10年以上取引のない預金等(いわゆる休眠預金)を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が令和元年から始まりました。

休眠預金を活用することにより、社会貢献活動団体の資金調達環境が一層整備され、持続的な活動が展開されることが期待されています。

図表 27 休眠預金活用の流れ



#### (4) 社会貢献活動の更なる促進に向けて

社会貢献活動の健全な発展のためには、資金・人材・情報などの資源の仲介や、社会貢献活動団体間のネットワーク推進、地域課題の社会全体への共有を行う中間支援組織の役割が重要です。個人の社会貢献活動参加や、NPO の活動しやすい環境づくりを進めるためには、**中間支援組織の機能強化を図るとともに、中間支援組織間の連携を強化し、社会貢献活動に対する支援を効果的、効率的に行っていく必要があります。**

また、新型コロナウイルスとの共存が求められる社会において、社会貢献活動が継続して行われるよう、ICT の活用や3密を回避した事業形態など、**新しい生活様式に対応した活動の実践を支援するとともに、社会貢献活動の更なる機運醸成に向けて、必要な情報が、必要な人に、必要な形で届けられるよう、相手に合わせた情報媒体の活用など、情報発信力の強化を図っていく必要があります。**

##### <中間支援組織とは>

内閣府「2002年 中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」においては、中間支援組織を「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義しています。

県内には、市民活動支援センターや生涯学習機関、社会福祉協議会、国際交流協会、男女共同参画センターなど、様々な中間支援組織があります。

また、一部のNPO法人、社団法人等においても、中間支援を行っています。

## 第3章 社会貢献活動の促進に向けた課題と今後の方向性

---

### 1 社会貢献活動の促進に向けた課題

ボランティア元年と呼ばれた阪神淡路大震災から 25 年、栃木県社会貢献活動の促進に関する条例の制定から 15 年が経過し、この間、県では、社会貢献活動の裾野拡大や、社会貢献活動の基盤整備、協働の促進に取り組んできたところです。

現在では、本県社会貢献活動参加率は高い水準で推移し、子ども食堂や空き家を活用したまちづくりなど、新たな取り組みが次々と生まれています。また、14 の市町で市民活動支援センターが設置されるとともに、民間助成金や制度融資の充実など、活動基盤の整備も大きく進みました。

今後、人口減少の進行や自然災害の頻発が懸念される状況において、社会貢献活動は、これからの地域社会を支えるものとして強く期待されています。地域における暮らしの豊かさを高め、活力に満ちた社会を実現するためには、これまでの取組の成果を踏まえながら、一層、社会貢献活動を促進していくことが必要です。

#### (1) 社会貢献活動に関する県民意識の醸成

県民の主体的な地域づくりへの参画は、活力ある社会の実現に必要な不可欠なものであり、県民一人ひとりが自身の住む地域の課題について高い関心を持ち、解決に向けて主体的に行動できるよう、機運を高めていく必要があります。

また、希望する誰もが社会貢献活動に参加できるよう、参加のきっかけづくりを行うとともに、活動に参加しやすい環境をつくる必要があります。

#### (2) 社会貢献活動団体の活動の継続性の確保

社会貢献活動団体は、地域課題の解決において大きな役割が期待されており、団体が自立的・継続的に活動することができるよう、次代の担い手を育成するとともに、経営管理力や事業運営力の強化を図る必要があります。

また、社会貢献活動団体が、県民の信頼と応援の下に活動することができるよう、信頼性の向上を図る必要があります。

#### (3) 地域における連携・協働の取組の促進

地域課題が複雑多様化する中、協働は、課題解決のための重要な手法となっています。地域全体で課題を受け止め、連携・協働して解決できるよう、主体間における課題の共有や相互理解の促進を図る必要があります。

また、地域において協働をコーディネートする人材の育成や、各主体が交流できる場づくりを推進する必要があります。

#### (4) 社会貢献活動の更なる基盤強化

行政や民間による中間支援の取組は、社会貢献活動の促進において重要な役割を担っており、今後、更なる活動の促進に向けて、中間支援組織の機能強化や組織間の

連携強化を図る必要があります。

また、新しい生活様式に対応した地域課題の解決手法の1つとして、ICTの活用を促進するとともに、社会貢献活動に関する情報が必要な人に必要な形で届くよう、情報発信の強化を図る必要があります。

## 2 基本目標

社会環境が著しく変化する中、複雑化する地域課題に対応し、活力あふれる社会を築き上げるためには、県民、社会貢献活動団体、地域団体、教育機関、企業、行政等の地域社会を構成する各主体が、それぞれの持つ強み、資源を生かして、連携・協働しながら、よりよい地域づくりに取り組むことが重要です。

そこで、本基本方針における基本目標と目指す将来像を、次のとおり定めました。

### 基本目標：ともに創る「活力あふれるとちぎの地域社会」

#### <目指す将来像>

- 県民一人ひとりが地域の構成員であることを自覚し、やりがいを持って社会貢献活動に参加しています。
- 社会貢献活動団体が、県民の共感と参加に支えられながら、地域課題の解決や新たな価値創造に取り組んでいます。
- 県民、社会貢献活動団体、地域団体、企業、教育機関、行政等の様々な主体が、互いの立場を尊重し、連携・協働して地域課題の解決に取り組んでいます。

## 3 将来像の実現に当たって、各主体に期待される役割

将来像を実現するためには、県だけではなく、県民、社会貢献活動団体、地域団体、事業者、教育機関、中間支援組織、市町等の各主体が、相互に連携・協働し、それぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすことが期待されています。

### (1) 県の役割

条例及び基本方針に基づき、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的に策定・実施するとともに、各主体の取組の支援や、主体間の連携・協働の総合調整を行います。

### (2) 県民に期待される役割

県民は地域社会の主役であり、年齢や性別、職業、国籍、障害の有無等にかかわらず、それぞれが身近なところから地域づくりに取り組むことが期待されています。

#### ア 社会貢献活動への理解と共感

県民一人ひとりが地域の構成員であることを意識し、地域課題や社会課題に関心を持ち、社会貢献活動の意義を深く理解します。

また、社会貢献活動団体が行う地域課題解決の取組に共感し、それぞれができる形で活動を支え、応援します。

イ 社会貢献活動への参加

ローカル、グローバルに行われている社会貢献活動に高い関心を持ち、寄附やボランティアなど、できることから活動に参加します。また、活動を通して社会参加や自己実現を図ります。

ウ 行政の政策策定過程への参画

県民自らが、行政の審議会委員等への参画やパブリック・コメントへの意見提出などを通して、行政の政策や施策の策定について、意見を積極的に発信します。

**(3) 社会貢献活動団体に期待される役割**

NPO 法人やボランティア団体などの社会貢献活動団体は、その特性を生かし、行政とは異なる立場から、地域課題解決の中心的な役割を担うことが期待されています。

ア 地域づくりの担い手としての活動

活動の専門性や柔軟性、地域や他の団体とのネットワークを生かし、多様な主体と連携・協働しながら、地域課題の解決や新たな価値創造に取り組みます。

イ 地域課題に関する情報発信

地域課題の現状や解決への取組について情報を発信し、県民や行政等の課題意識の喚起、理解促進を図ります。

ウ 県民の社会貢献活動への参加機会の提供

広く県民に社会貢献活動への参加機会を提供し、社会参加を促進するとともに、団体活動への関わりを通して、新たな地域の担い手を育成します。

**(4) 地域団体に期待される役割**

自治会やコミュニティ団体などの地域団体は、地縁に基づく住民の交流促進や住民共通の課題の解決に取り組むことが期待されています。

ア 地域住民の交流促進

地域住民を対象とした活動やイベントの開催などにより、住民同士の交流を深め、助け合いやお互い様の意識の醸成に取り組みます。

イ 地域における課題解決の取組

防犯防災、子育て、見守りなど、地域住民共通の課題について、解決に向けた取組を行います。

また、必要に応じて、社会貢献活動団体、企業、行政等と連携・協働します。

**(5) 事業者期待される役割**

企業等の事業者は、経済活動に加え、地域課題の解決に貢献する経営に努めることが期待されています。

ア 地域課題解決への取組

地域社会の構成員として、CSR 活動などを通して地域課題の解決に貢献します。

また、専門的な知識、技術の提供や表彰、助成金等により、社会貢献活動団体の取組を支援します。

イ 従業員の社会貢献活動参加支援

社員研修や企業主導のボランティアプログラム等により、従業員が社会貢献活動に触れる機会を提供するとともに、ボランティア休暇制度や社内ボランティアサークルへの助成など、従業員の自発的な社会貢献活動への参加を支援する仕組みを整備します。

**(6) 中間支援組織に期待される役割**

市民活動支援センターをはじめとする中間支援組織は、個人や社会貢献活動団体が活動しやすい環境づくりを推進することが期待されています。

ア 個人の社会貢献活動参加や社会貢献活動団体の取組を支援し、社会貢献活動の裾野拡大と担い手の育成を図ります。

イ 行政とは異なる立場から、地域課題や社会貢献活動に関する情報を収集・発信し、社会貢献活動の更なる機運醸成を図ります。

ウ 地域におけるネットワークを構築・強化し、各主体のニーズと資源を結びつけ、協働の取組を促進します。

**(7) 教育機関に期待される役割**

小中高等学校、大学等の教育機関は、教育活動の中で、生徒や学生、県民等に対し、社会貢献活動の学びや活動の場を提供することが期待されています。

ア 地域における協働の推進と人材の育成

生徒や学生が地域課題や社会貢献活動について学び、活動する機会を提供することにより、若者の地域参加を促進するとともに、将来の地域づくりの担い手を育成します。

イ 研究と成果の還元

地域課題や社会貢献活動に関する研究を行い、その過程を通して、課題の解決や活動の促進に取り組むとともに、市民講座や学術発表等により、研究の成果を広く県民に発信します。

**(8) 市町に期待される役割**

市町は、県民に最も身近な行政機関として、地域における社会貢献活動や協働の取組を推進することが期待されています。

ア 協働による地域づくりの推進

複雑化する地域課題に柔軟に対応し、県民主体の活力ある地域づくりを推進するため、市民・町民、社会貢献活動団体、地域団体、企業等が地域づくりに参画できる環境を整備します。

イ 地域における社会貢献活動の推進

社会貢献活動に参加する者の裾野拡大に取り組むとともに、地域における社会貢献活動団体、地域団体の取組を促進します。



## 第4章 社会貢献活動の促進に関する施策の方向性と主な取組

---

### 1 施策推進の原則

社会貢献活動は、社会に暮らすわたしたちが「地域を良くしたい」、「心地良く快適なまちにしたい」、「自分らしく地域にかかわっていきたい」と考えたときの1つの実践方法であり、自らの意思に基づいて自発的に行うものです。また、社会貢献活動の健全な発展のためには、社会貢献活動の促進に関わる各主体の関係性が対等であることが重要です。

このため、県は、次の原則に基づき、社会貢献活動の促進に関する施策を展開します。

#### ◆ 自発性、自立性の尊重

社会貢献活動の自主性・自発性を尊重するとともに、取組の自立性が確保されるよう努めます。

#### ◆ 協働の理念の尊重

各主体が対等な立場の下に連携・協力できるよう、主体間の相互理解の促進を図るとともに、対等な関係性の構築に努めます。

## 2 施策の全体像

### 栃木県社会貢献活動の促進に関する条例

#### 基本目標:ともに創る「活力あふれるとちぎの地域社会」

##### 施策1 県民の主体的な社会貢献活動の促進

- (1) 社会貢献活動の意識の啓発
  - ▶若者の社会貢献活動に関する学習推進や顕彰等による機運醸成
- (2) 社会貢献活動への参加機会の提供
  - ▶県民協働事業による参加機会の提供
- (3) 誰もが社会貢献活動に参加できる環境づくり
  - ▶高齢者や障害者、外国人等の参加支援や、ワークライフバランスの推進

##### 施策2 社会貢献活動団体の活動基盤の強化

- (1) 次代の担い手の育成
  - ▶研修、交流会等による地域づくりに参加する若者の育成
- (2) 経営管理能力、事業運営能力の強化
  - ▶各種講座や専門家相談会によるマネジメント能力の向上支援
- (3) 社会貢献活動団体の信頼性の向上
  - ▶国や市町と連携した情報発信の場の提供や法に基づく情報公開の推進

##### 施策3 地域課題解決のための協働の取組の促進

- (1) 地域課題の共有・協働に関する普及啓発の推進
  - ▶地域課題に関する情報発信や協働の意義・手法に関する講座の実施
- (2) 主体間の交流促進・協働の仕組みづくり
  - ▶協議会の運営や交流会の開催による主体間のネットワーク推進
- (3) 協働を推進する人材の育成
  - ▶多様な主体間をつなぎ、協働をコーディネートする人材の養成

##### 施策4 社会貢献活動を促進するための基盤づくり

- (1) 中間支援組織の取組の充実
  - ▶市民活動支援センターの機能強化や中間支援組織間の連携強化
- (2) ICTの活用促進・新しい生活様式への対応
  - ▶ICTを活用した地域課題の情報共有、課題解決のための仕組みづくり
  - ▶感染症対策に関する啓発や各種支援制度の運用
- (3) 情報発信の強化
  - ▶ターゲットに合わせた情報媒体の活用促進、相手に効果的に届ける手法の研究

##### 施策推進の原則

- ◆社会貢献活動の自発性・自立性の尊重
- ◆協働の理念の尊重

## 施策1 県民の主体的な社会貢献活動の促進

県民一人ひとりが、地域の構成員である自覚を持ち、やりがいを持って社会貢献活動に参加できるよう、活動の意義や地域に果たす役割について、一層の理解の促進を図ります。また、社会貢献活動がより身近なものとなるよう、参加のきっかけづくりを行うとともに、年齢や性別、職業、障害の有無や国籍の違いを問わず、社会貢献活動への参加を希望する全ての人が、活動に参加できる社会の環境づくりを推進します。

### <主な取組>

#### (1) 社会貢献活動の意識の啓発

- ・ 社会貢献活動実践者による出前講座や、学校と地域のNPOや企業等が連携して行う学習など、若者の社会貢献活動に関する学習の機会を提供します。
- ・ とちぎボランティアNPOセンター、とちぎ生涯現役シニア応援センター、栃木県総合教育センター等におけるボランティア関連講座の開催など、県民の社会貢献活動参加のきっかけづくりを行います。
- ・ 優れた社会貢献活動事例について活動発表や顕彰を行い、その成果について広く情報共有し、社会貢献活動の機運醸成を図ります。
- ・ 赤い羽根やNPOへの寄附、ふるさと納税制度など、各種寄附事業について啓発を行い、社会貢献活動の一形態である寄附文化の醸成を図ります。

#### (2) 社会貢献活動への参加機会の提供

- ・ 福祉、環境、文化、まちづくりなど、様々な分野において、県民協働型の事業を実施し、県民に社会貢献活動への参加機会を提供します。また、「いちご一会とちぎ国体」、「いちご一会とちぎ大会」などの全国的なイベントを契機として、社会貢献活動の更なる参加促進を図ります。
- ・ 市町市民活動支援センター、社会福祉協議会等と連携し、本人の希望に合わせたボランティアコーディネートを行います。
- ・ 県内における社会貢献活動に関する情報について、ホームページ、SNS、便覧、情報誌など、ターゲットに合わせて様々な情報媒体により発信します。
- ・ 災害時において、より多くの人々が災害ボランティア活動に参加できるよう、平常時から災害ボランティアの育成を図ります。

#### (3) 誰もが社会貢献活動に参加できる環境づくり

- ・ とちぎ生涯現役シニア応援センター、障害者社会参加推進センター、とちぎ外国人相談サポートセンター等を中心として、高齢者や障害者、外国人等の社会参加を促進します。
- ・ テレワークなど、多様で柔軟な働き方を促進し、ワークライフバランスを推進します。

## 施策2 社会貢献活動団体の活動基盤の強化

少子高齢化が進む中、地域における社会貢献活動の担い手を確保するため、次代における活動のリーダーを育成します。また、社会貢献活動団体が、自立的・継続的に活動できるよう、経営管理力や事業運営力の強化を図るとともに、各団体が県民の信頼と応援の下に活動できるよう、社会貢献活動団体の信頼性の向上を図ります。

### <主な取組>

#### (1) 次代の担い手の育成

- ・ 学生や若者が地域の魅力や課題について学ぶ機会を提供するとともに、体験活動や交流会等を通して、社会貢献活動への興味・関心を養います。
- ・ 各種研修や活動実践者との意見交換等により、地域活動のリーダーとして積極的に地域づくりに参加する若者を育成します。
- ・ 地域づくりにおける課題に対し、次代を担う若者の意見や発想を積極的に取り入れられるよう、実践活動を支援します。

#### (2) 経営管理能力・事業運営能力の強化

- ・ 各種講座や専門家相談会により、資金調達やスタッフ育成、労務管理など組織マネジメント能力の向上を図ります。
- ・ 県内外の先進的な事例の紹介や、新規事業等に対する専門家派遣により、団体の新たな取組を支援します。
- ・ 補助金や民間助成金、制度融資等の活用を促進し、収入源の多様化を図ります。
- ・ NPO 法人の認定制度や県民税均等割の減免制度等により、税制面での支援を行います。

#### (3) 社会貢献活動団体の信頼性の向上

- ・ 優れた団体活動への顕彰等により、社会貢献活動団体の取組に対する認知度と信頼性の向上を図ります。
- ・ 研修等により社会貢献活動団体の情報発信力の強化を図るとともに、国や市町等と連携し、団体が自ら情報発信する場を提供します。
- ・ 法に基づく NPO 法人、公益法人等に係る情報公開を推進します。

### 施策3 地域課題解決のための協働の取組の促進

地域課題解決の手法の1つとして、協働の手法や効果について啓発を行います。また、多様な主体による連携・協働の取組を推進するため、主体間の交流を促進する場をつくとともに、地域において多様な主体間をつなぎ、協働の取組をコーディネートする人材の育成を図ります。

#### <主な取組>

##### (1) 地域課題の共有・協働に関する普及啓発の推進

- ・ 多様な主体が地域課題について共通認識を持つことができるよう、課題の現状や解決の取組などについて情報発信を行います。
- ・ 講座の開催や実践例の紹介等により、協働の意義や具体的手法に対する理解を促進します。

##### (2) 主体間の交流促進・協働の仕組づくり

- ・ 協議会の運営や交流会の開催等により、主体間の情報共有やネットワークの構築・強化、相互理解の促進を図ります。
- ・ ふるさと支援センターや中山間地域における小さな拠点等、地域における協働の拠点づくりを推進します。
- ・ 連携協定やサポートデスク等により、企業・NPO等と県との協働の取組を推進します。

##### (3) 協働を推進する人材の育成

- ・ 地域において社会貢献活動団体と多様な主体間をつなぎ、協働の取組をコーディネートできる人材を養成します。
- ・ 学校と地域との教育活動における協働を促進するため、地域コーディネーター等の養成や地域連携教員の活動支援を行います。
- ・ 研修や異業種との交流等により、県職員の協働に係る資質向上を図ります。

## 施策4 社会貢献活動を促進するための基盤づくり

個人・団体の社会貢献活動や協働の取組を促進するため、県内における中間支援組織の機能強化・組織間のネットワーク強化を図ります。また、地域課題の共有や解決手法の1つとして、ICTの活用を促進するとともに、社会貢献活動に関する情報発信の強化を図ります。

### <主な取組>

#### (1) 中間支援組織の取組の充実

- ・ 研修や先進事例視察等により、地域における社会貢献活動の支援拠点である市民活動支援センターの機能向上を図ります。
- ・ 各種会議等を通して、行政、市民活動支援センター、社会福祉協議会等の中間支援に取り組む組織の連携強化を図ります。

#### (2) ICTの活用促進・新しい生活様式への対応

- ・ ICTを活用し、地域課題の情報共有、解決のための仕組みづくりを進めるとともに、非対面・非接触など、新しい生活様式に応じた社会貢献活動を推進します。
- ・ 新型コロナウイルスとの共存が求められる社会において、社会貢献活動が継続して行われるよう、感染防止対策について啓発を行うとともに、各種支援制度について適切な運用を図ります。

#### (3) 情報発信の強化

- ・ ホームページ、SNS、紙媒体、クチコミなど、受け手に合わせた情報媒体を活用し、社会貢献活動に関する情報を県内に広く発信します。
- ・ 社会貢献活動の実績の見える化や、ストーリー化など、相手に効果的に届ける手法について研究し、その成果について関係機関、社会貢献活動団体等と共有します。

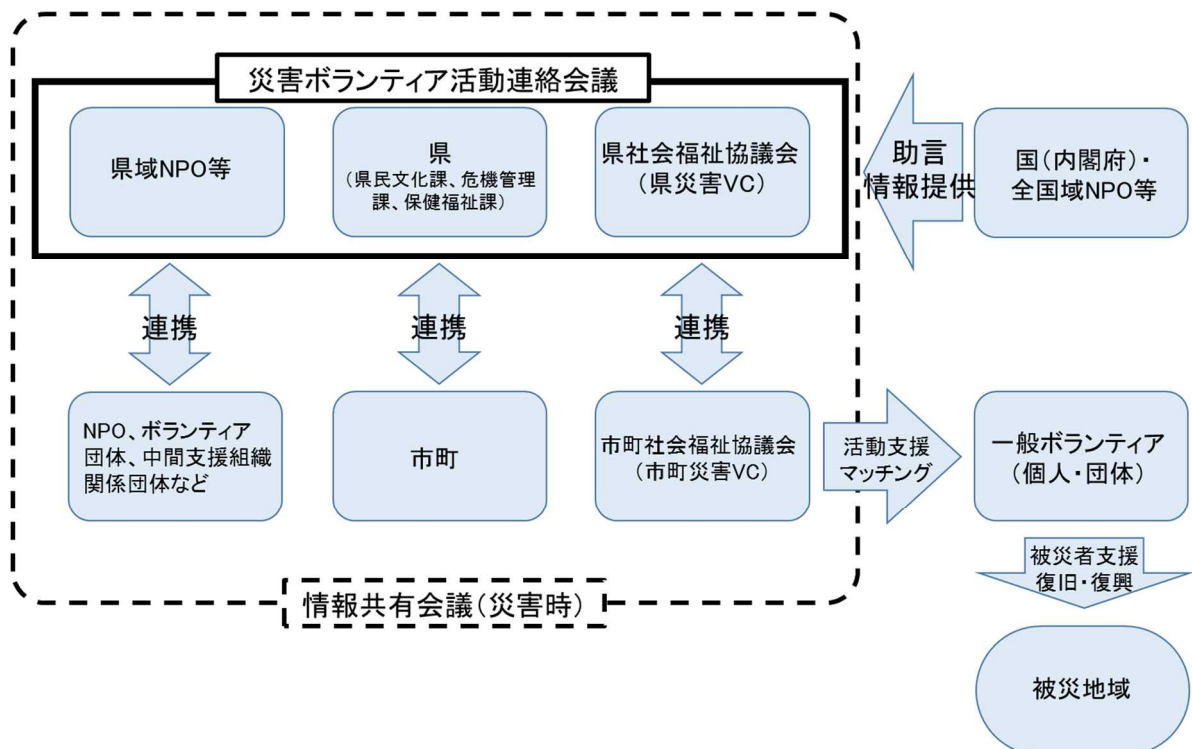
<災害ボランティア活動の促進について>

被災地支援において、災害ボランティア活動は不可欠なものとなっており、平成27(2015)年の関東東北豪雨や令和元(2019)年の東日本台風においては、県内外からの多くのボランティアが集まり、復旧・復興の大きな支えとなりました。

近年の災害対応において、災害ボランティア活動が円滑に行われるためには、行政・社協・NPO等が連携・協働し活動を支援する仕組みが重要となっており、本県においても、令和2(2020)年3月に「栃木県災害ボランティア活動支援方針」を策定し、栃木県社会福祉協議会、県域NPO等と連携しながら、災害ボランティア活動の支援体制強化の取組を進めています。

- ① 災害ボランティア活動連絡会議により、平常時から、県社協、県域NPO等との関係機関との顔の見える関係づくりや災害に備えた訓練等を実施しています(新型コロナの感染拡大防止と災害ボランティア活動の両立の検討を含む)。
- ② 県民やNPO向けに災害ボランティアセミナーを開催するとともに、災害時にボランティアネットワークの中核を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ③ 災害時には、情報共有会議を開催し、被災地の実情に応じた災害ボランティア活動が行われるよう、被災状況や現場の課題、ニーズについて広く情報共有を図ることとしています。

表28 ボランティア活動支援体制イメージ



参考：栃木県災害ボランティア活動支援方針

## 第5章 施策の推進体制

---

### 1 県における推進体制

知事を本部長とする「栃木県県民協働推進本部」を中心に、庁内部局相互の連携を図り、本基本方針に掲げた施策を総合的に推進します。また、社会貢献活動の実践者、学識経験者、メディア、行政等により構成された「栃木県社会貢献活動促進懇談会」において、それぞれ専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、施策推進に反映します。

### 2 国・市町等との連携

社会貢献活動の基盤は身近な地域にあり、市町には地域ごとの実情を踏まえながら、地域における社会貢献活動を支援する取組が期待されています。県は、市町において基本方針に呼応した取組が円滑に実施されるよう、情報提供、連絡調整等を行い、社会貢献活動の一層の促進に努めます。

また、国の促進施策や研修制度等を活用しながら、効果的に社会貢献活動を促進していきます。また、NPO法の適切な執行や災害ボランティア活動の支援など、県域を越えて対応が必要な課題も多いため、他の都道府県とも緊密な連携を図ります。

### 3 関係機関等との連携

県内の社会福祉協議会や経済団体、コミュニティ団体等との連携を密にし、社会貢献活動関連施策の一層の促進を図ります。また、社会貢献活動団体や、企業、教育機関等との連携・協働により、社会全体での社会貢献活動参加への意識の醸成を図ります。



## 栃木県社会貢献活動の促進に関する条例（平成十五年三月十八日栃木県条例第一号）

社会貢献活動は、自らの意識でとらえた社会的課題を自ら解決しようとする活動である。

私たちは、これまで、福祉、教育、環境保全、国際協力など様々な分野において、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を積極的に進めてきた。

社会貢献活動は、多種多様な社会的課題に柔軟かつ機動的に対応できるものとして、これからの地域社会を支えるとともに、社会参加を通して個人の自己実現を図るものと期待されている。

地域における暮らしの豊かさを高め、本県が今後とも活力ある発展を続けていくためにも、社会貢献活動について理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場を通じて、社会貢献活動を実践することの重要性を認識することが必要であり、県、県民、事業者、社会貢献活動団体及び市町村が、相互理解に基づく対等な関係の下に協働し、社会貢献活動を促進していくことが重要である。

ここに、私たちは、社会貢献活動の健全な発展を促進し、活力に満ちた地域社会と心豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

### （目的）

**第一条** この条例は、社会貢献活動の促進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、社会貢献活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的に推進し、もって活力に満ちた地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この条例において「社会貢献活動」とは、ボランティア活動その他の営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- 三 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を主として行う団体をいう。

### （基本理念）

**第三条** 社会貢献活動の促進は、社会貢献活動の自発性が尊重され、及び自立性が確保されることを旨として行われなければならない。

2 社会貢献活動の促進は、県、県民、事業者、社会貢献活動団体及び市町村が相互理解に基づく対等な関係の下に協働することを旨として行われなければならない。

### （県の責務）

**第四条** 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、社会貢献活動に関する理解を深め、及び社会貢献活動に参加するように努めるものとする。

(事業者の役割)

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、社会貢献活動に関する理解を深め、及び社会貢献活動の促進に努めるものとする。

(社会貢献活動団体の役割)

**第七条** 社会貢献活動団体は、基本理念にのっとり、社会貢献活動を行うとともに、当該社会貢献活動に関する情報を公開すること等により、社会貢献活動に関する県民の理解を深めるように努めるものとする。

(県と市町村との協力)

**第八条** 県及び市町村は、それぞれが実施する社会貢献活動の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(施策の基本方針)

**第九条** 知事は、社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 社会貢献活動の促進に関する基本的方向
- 二 社会貢献活動の促進に関し講じようとする施策の基本的事項
- 三 社会貢献活動の促進に関する施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、社会貢献活動の促進に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県民の関心及び理解)

**第十条** 県は、啓発活動、広報活動等を通じて、社会貢献活動の促進に関する県民の関心及び理解を深めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

**第十一条** 県は、社会貢献活動への県民の積極的な参加を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

**第十二条** 県は、社会貢献活動に関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(交流等の促進)

**第十三条** 県は、県民、事業者、社会貢献活動団体及び市町村の相互の交流及び連携を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(拠点機能の整備)

**第十四条** 県は、社会貢献活動の促進に関する施策を効果的に実施するため、社会貢献活動を促進するための拠点となる機能を整備するように努めるものとする。

(調査研究)

**第十五条** 県は、社会貢献活動が円滑に行われるための方策に係る調査研究その他の社会貢献活動の促進に関し必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(基盤の強化)

**第十六条** 県は、社会貢献活動団体はその組織及び運営の基盤を強化することができるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。